

前 金	部 分 払
有	一 回

令和 6 年 度
下 工 公 補 第 1 2 号

白山第 2 処理分区及び白山第 5 処理分区公共下水道工事設計書

工 事 仕 様 は 特 記 以 外 は 三 重 県 公 共 工 事 共 通 仕 様 書
及 び 工 事 監 督 員 の 指 示 に よ る 。

津 市
上 下 水 道 事 業 局 下 水 道 工 務 課

令和6年度		下工公補 第12号		工 事 設 計 書	
施工場所		津市白山町川口及び白山町南出地内		担当参事(兼)課長	
				検算者	
工 事 名		白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事		調整担当主幹	
				担当主幹	
設 計 額		(うち消費税等相当額)		担当副主幹	
				設計者	
工 期		令和7年2月28日限り			
長	-	巾	-		
工 事 の 大 要					
管布設工(管径150mm)		363 m			
組立マンホール工		6 箇所			
小型マンホール工		7 箇所			
ます設置工		1 箇所			

位置図

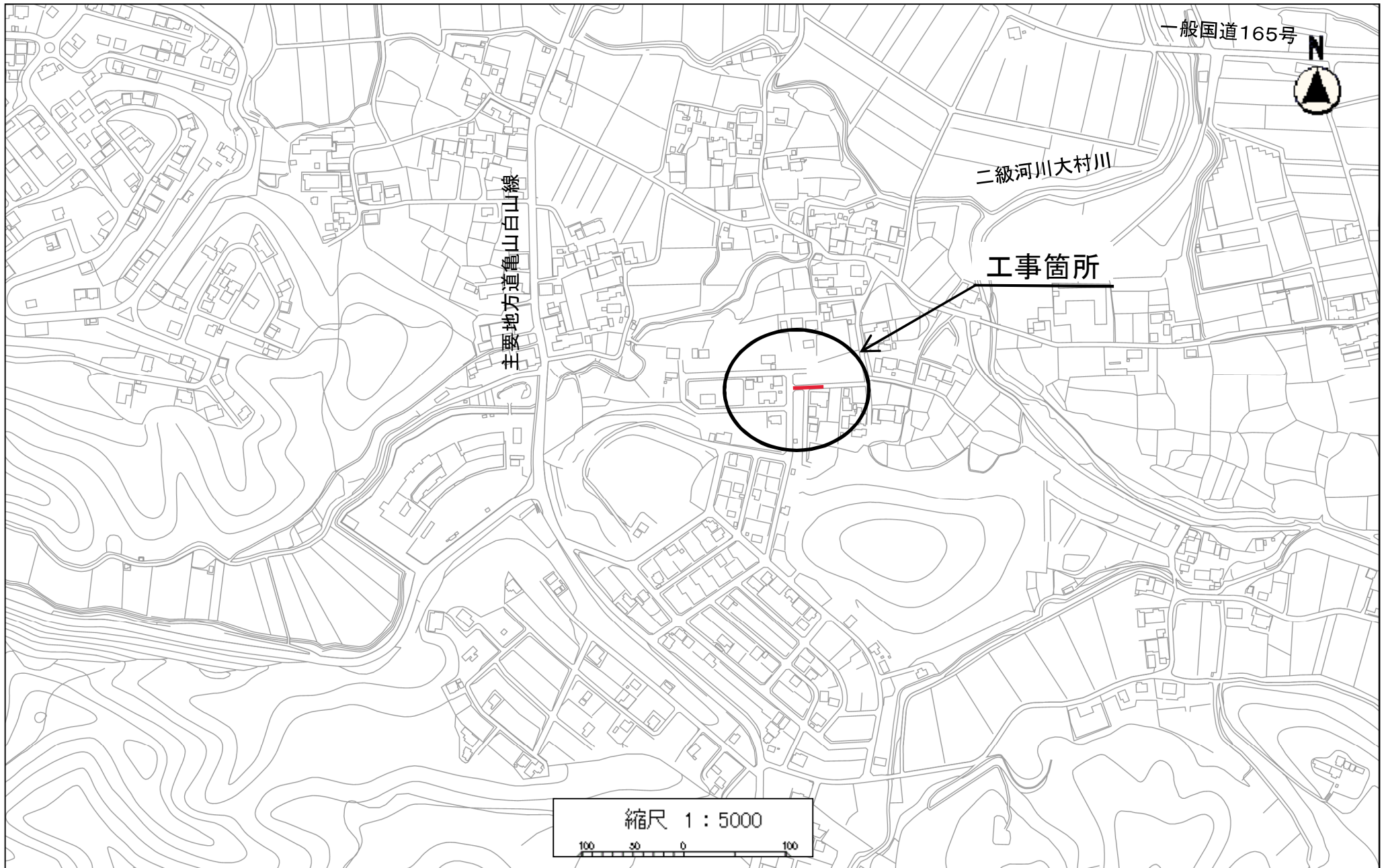
令和6年度下工公補第12号

白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事



位置図

令和6年度下工公補第12号
白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事



工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第12号 白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(補助)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
管路(補助)				式		1		
管きょ工(開削)(リブ管150mm)				式		1		
管路土工				式		1		
管路掘削				m3		750		
管路埋戻			RC- 40	m3		580		
発生土処理				m3		750		
管布設工				式		1		
リブ付硬質塩化ビニル管			PRP φ 150	m		333		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第12号 白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(補助)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
埋設標識7-7°			W=150 2倍	m		333		
継手類				式		1		
管基礎工				式		1		
碎石基礎(RC-40)				m3		100		
管路土留工				式		1		
軽量鋼矢板建込			掘削深2.5m以下	m		207		
軽量鋼矢板引抜			掘削深2.5m以下	m		207		
軽量鋼矢板建込			掘削深3.0m以下	m		132		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第1 2号 白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(補助)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
軽量鋼矢板引抜			掘削深3.0m以下	m		132		
軽量鋼矢板賃料			H=3.0m	式		1		
土留支保(軽量金属支保)設置			2段	m		340		
土留支保(軽量金属支保)撤去			2段	m		340		
支保材賃料(腹起し)				式		1		
支保材賃料(水圧式パイプサポート)				式		1		
支保材賃料(水圧ポンプ)				式		1		
開削水替工				式		1		

工事数量総括表

		工事名	令和 6 年度下工公補第 1 2 号 白山第 2 処理分区及び白山第 5 処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(補助)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
ポンプ運転				日		26		
据付・撤去				現場		1		
マンホール工				式		1		
組立マンホール工				式		1		
組立 1 号マンホール				式		1		
小型マンホール工				式		1		
小型マンホール				式		1		
取付管およびます工				式		1		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第1 2号 白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(補助)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
管路土工				式		1		
管路掘削				m3		5		
管路掘削				m3		0.6		
管路埋戻			RC- 40	m3		3		
管路埋戻			流用土	m3		0.4		
発生土処理				m3		5		
発生土処理				m3		0.2		
ます設置工				式		1		

工事数量総括表

		工事名	令和 6 年度下工公補第 1 2 号 白山第 2 処理分区及び白山第 5 処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(補助)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
ます(塩ビ製)			φ 200	箇所		1		
取付管布設工				式		1		
取付管(塩ビ管)			φ 100	箇所		1		
埋設標識 ^テ °			W=150 2倍	m		6		
付帯工				式		1		
舗装版破碎工				式		1		
舗装版切断			As版	m		690		
舗装版破碎			As版	m2		344		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第1 2号 白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(補助)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
殻運搬			As殻	m3		17		
殻処分			As殻	m3		17		
アスファルト舗装復旧工				式		1		
下層路盤(歩道部)			RC- 40 t=20cm	m2		306		
下層路盤(歩道部)			RC- 40 t=10cm	m2		3		
表層(車道・路肩部)			再生密粒度As(13) t=5cm	m2		340		
表層(歩道部)			再生密粒度As(13) t=3cm	m2		3		
区画線工				式		1		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第12号 白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(補助)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
溶融式区画線			実線 W=15cm 白色	m		5		
溶融式区画線			破線 W=15cm 白色	m		10		
溶融式区画線			矢印・記号・文字 W=15cm換算 白色	m		50		
仮設工				式		1		
交通管理工				式		1		
交通誘導警備員			(B)	人日		90		
直接工事費				式		1		
共通仮設				式		1		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第1 2号 白山第2 処理分区及び白山第5 処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	共通仮設費		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
共通仮設費				式		1		
運搬費				式		1		
仮設材等運搬費				式		1		
仮設材等積込み取卸し				式		1		
技術管理費				式		1		
本管TV調査				m		333		
共通仮設費（率計上）				式		1		
純工事費				式		1		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第1 2号 白山第2 処理分区及び白山第5 処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	共通仮設費		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
現場管理費				式		1		
工事原価				式		1		
一般管理費等				式		1		
工事価格				式		1		
消費税相当額				式		1		
工事費計				式		1		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第1 2号 白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(単費)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
管路(単費)				式		1		
管きょ工(開削)(リブ管150mm)				式		1		
管路土工				式		1		
管路掘削				m3		30		
管路埋戻			RC- 40	m3		20		
発生土処理				m3		30		
管布設工				式		1		
リブ付硬質塩化ビニル管			PRP φ 150	m		30		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第1 2号 白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(単費)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
埋設標識7-7°			W=150 2倍	m		30		
継手類				式		1		
管基礎工				式		1		
碎石基礎(RC-40)				m3		8		
管路土留工				式		1		
軽量鋼矢板建込			掘削深2.0m以下	m		6		
軽量鋼矢板引抜			掘削深2.0m以下	m		6		
軽量鋼矢板賃料			H=2.0m	式		1		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第12号 白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(単費)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
軽量鋼矢板賃料			H=3.0m	式		1		
土留支保(軽量金属支保)設置			1段	m		6		
土留支保(軽量金属支保)撤去			1段	m		6		
支保材質料(腹起し)				式		1		
支保材質料(水圧式パイプサポート)				式		1		
支保材質料(水圧ポンプ)				式		1		
開削水替工				式		1		
ポンプ運転				日		16		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第1 2号 白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(単費)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
据付・撤去				現場		1		
マンホール工				式		1		
小型マンホール工				式		1		
小型マンホール				式		1		
付帯工				式		1		
舗装版破碎工				式		1		
舗装版切断			As版	m		61		
舗装版破碎			As版	m2		26		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第1 2号 白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(単費)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
殻運搬			As殻	m3		1		
殻処分			As殻	m3		1		
アスファルト舗装復旧工				式		1		
下層路盤(歩道部)			RC- 40 t=20cm	m2		25		
表層(車道・路肩部)			再生密粒度As(13) t=5cm	m2		26		
既設構造物撤去工				式		1		
既設人孔撤去				箇所		1		
現場発生品運搬処分			廃プラ	t		0.02		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第1 2号 白山第2 処理分区及び白山第5 処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	管路(単費)		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
仮設工				式		1		
交通管理工				式		1		
交通誘導警備員			(B)	人日		10		
直接工事費				式		1		
共通仮設				式		1		
共通仮設費				式		1		
運搬費				式		1		
仮設材等運搬費				式		1		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第12号 白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	共通仮設費		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
仮設材等積込み取卸し				式		1		
事業損失防止施設費				式		1		
試掘調査				箇所		5		
技術管理費				式		1		
土質等試験				式		1		
本管TV調査				m		30		
共通仮設費（率計上）				式		1		
純工事費				式		1		

工事数量総括表

		工事名	令和6年度下工公補第1 2号 白山第2 処理分区及び白山第5 処理分区公共下水道工事	当初	事業区分	下水道		
					工事区分	共通仮設費		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
現場管理費				式		1		
工事原価				式		1		
一般管理費等				式		1		
工事価格				式		1		
消費税相当額				式		1		
工事費計				式		1		

令和6年度下工公補第12号
白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事

数量総括表
(補助対象工事)

レベル1 : 管路

レベル1 : 共通仮設

数 量 計 算 書						
補助対象工事						
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)			単位
管きょ工(開削)(リブ管150mm)	管路土工	管路掘削	機械 BH0. 28	管路土工数量計算表より	746.87	m3
		管路埋戻	機械 BH0. 28	管路土工数量計算表より	576.95	m3
		発生土処理	4t積	管路土工数量計算表より	746.87	m3
	管布設工	リブ付硬質塩化ビニル管	φ 150mm	管布設工数量計算表より	332.85	m
		埋設標識テープ	W=150 2倍	管布設工数量計算表より	332.85	m
		継手類		管布設工数量計算表より	1.00	式
	管基礎工	砕石基礎(RC-40)	機械	管路土工数量計算表より	100.30	m3
	管路土留工	軽量鋼矢板建込	掘削深2.5m以下	管路土留工数量計算表より	207.30	m
		軽量鋼矢板引抜	掘削深2.5m以下	管路土留工数量計算表より	207.30	m
		軽量鋼矢板建込	掘削深3.0m以下	管路土留工数量計算表より	132.30	m
		軽量鋼矢板引抜	掘削深3.0m以下	管路土留工数量計算表より	132.30	m
		軽量鋼矢板賃料	H=3.0m		1.00	式

数 量 計 算 書						
補助対象工事						
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)			単位 数量
マンホール工	開削水替工	土留支保(軽量金属支保)設置	2段	管路土留工数量計算表より	339.60	m 339.6
		土留支保(軽量金属支保)撤去	2段	管路土留工数量計算表より	339.60	m 339.6
		支保材質料(腹起し)			1.00	式 1.0
		支保材質料(水圧式ハイフサポート)			1.00	式 1.0
		支保材質料(水圧ポンプ)			1.00	式 1.0
		ポンプ運転			26.22	日 26.2
		据付・撤去			1.00	現場 1.0
	組立マンホール工	組立1号マンホール		組立1号人孔材料表及び1号マンホール底部工数量計算表より	1.00	式 1.0
	小型マンホール工	小型マンホール	塩ビ製	塩ビ製小口径マンホール材料計算表より	1.00	式 1.0
	取付管およびます工					
	管路土工					
		管路掘削	機械 BH0.28	汚水柵設置及び取付管工数量計算表より	4.53	m3 4.5
		管路掘削	人力	汚水柵設置及び取付管工数量計算表より	0.63	m3 0.6
		管路埋戻	機械 BH0.28	汚水柵設置及び取付管工数量計算表より	2.87	m3 2.9

数 量 計 算 書						
補助対象工事						
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)			単位 数量
付帯工	ます設置工 取付管布設工 舗装版破碎工	管路埋戻	人力	汚水桝設置及び取付管工数量計算表より	0.41	m3 0.4
		発生土処理	4t積	汚水桝設置及び取付管工数量計算表より	4.53	m3 4.5
		発生土処理	2t積	0.63 - 0.41 / 0.9 = 0.17	0.17	m3 0.2
		ます(塩ビ製)	φ 200	汚水桝設置及び取付管工数量計算表より	1.00	箇所 1.0
		取付管(塩ビ管)	φ 100	汚水桝設置及び取付管工数量計算表より	1.00	箇所 1.0
		埋設標識テープ	W=150 2倍	汚水桝設置及び取付管工数量計算表より	6.00	m 6.0
		舗装版切断	As 15cm以下 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 本管 679.20 + 取付管 11.10	= 690.30	m	690.3
		舗装版破碎	As 15cm以下 BH0.28 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 本管 339.60 + 取付管 3.89	= 343.49	m2	343.5
		殻運搬	As 4t積 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 本管 17.00 + 取付管 0.13	= 17.13	m3	17.1
		殻処分	As 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より			

数 量 計 算 書					
補助対象工事					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
	アスファルト舗装復旧工 区画線工		本管 17.00 + 取付管 0.13 = 17.13	m3	17.1
		下層路盤(歩道部)	再生砕石RC-40 t=20cm 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 本管 305.64 + 取付管 0.53 = 306.17	m2	306.2
		下層路盤(歩道部)	再生砕石RC-40 t=10cm 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 取付管 3.36 = 3.36	m2	3.4
		表層(車道・路肩部)	再生密粒度As(13) t=5 cm 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 本管 339.60 + 取付管 0.53 = 340.13	m2	340.1
		表層(歩道部)	再生密粒度As(13) t=3cm 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 取付管 3.36 = 3.36	m2	3.4
		溶融式区画線	実線W150 白 外側線 5 = 5.00	m	5.0
		溶融式区画線	破線W150 白 中央線 10 = 10.00	m	10.0
		溶融式区画線	矢印記号文字W150 白 クロスマーク(T) 5.7 × 3 = 17.10 ダイヤモンド 16.5 × 2 = 33.00 計 50.10	m	50.1

数 量 計 算 書					
補助対象工事					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
仮設工 共通仮設費	交通管理工	交通誘導警備員	交通誘導警備員B 89.60	人日	89.6
	運搬費	仮設材等運搬費	2.045 t 1.00	式	1.0
		仮設材等積込み取卸し	2.045 t 1.00	式	1.0
	技術管理費	本管TV調査	内径800mm未満 管布設工数量計算表より 332.85	m	332.9

管路土工数量計算表（本管リブφ150mm用）

No. 1

路線 番号	下流側（上段）									区 間 距 離	現況 厚	復旧 厚		掘 削 幅	下流側 埋戻高 掘削深	上流側 埋戻高 掘削深	平 均 埋戻高 掘削深	掘 削 （上段:素掘 下段:矢板）					
	上流側（下段）											機 械						人 力					
	マンホール 番 号	マンホール 種 別	地盤高 m	流出高 m	流出 管径 mm	人孔深 m	流入高 m	流入 管径 mm	落差 cm			表層	基層						上層路盤 下層路盤	深さ m	BH0.13 m3	BH0.28 m3	BH0.45 m3
	M45-1	1号 MH	42.620	40.045	150	2.575	40.065	150	2.0			5			2.41	2.43	2.420						
27	M27-1	1号 MH	42.940	40.365	150	2.575				100.00	5	20	0.90	2.66	2.68	2.670	2.620		235.80				
	M27-1	1号 MH	42.940	40.365	150	2.575	40.385	150	2.0			5			2.41	2.43	2.420						
21	M21-1	塩ビ MH	42.990	40.412	150	2.578				9.00	5	20	0.90	2.66	2.68	2.670	2.620		21.22				
	M21-1	塩ビ MH	42.990	40.412	150	2.578	40.412	150	0.0			5			2.43	2.45	2.440						
21	M21-2	塩ビ MH	43.010	40.418	150	2.592				2.00	5	20	0.90	2.68	2.70	2.690	2.640		4.75				
	M21-2	塩ビ MH	43.010	40.418	150	2.592	40.418	150	0.0			5			2.45	2.47	2.460						
21	M21-3	1号 MH	43.070	40.451	150	2.619				11.00	5	20	0.90	2.70	2.72	2.710	2.660		26.33				
	M21-3	1号 MH	43.070	40.451	150	2.619	40.880	150	42.9			5			2.04	2.11	2.075						
2	M2-1	塩ビ MH	43.290	41.036	150	2.254				52.10	5	20	0.90	2.29	2.36	2.325	2.275		106.67				
	M2-1	塩ビ MH	43.290	41.036	150	2.254	41.036	150	0.0			5			2.11	2.14	2.125						
2	M2-2	1号 MH	43.420	41.135	150	2.285				33.00	5	20	0.90	2.36	2.39	2.375	2.325		69.05				
	M2-2	1号 MH	43.420	41.135	150	2.285	41.155	150	2.0			5			2.12	2.16	2.140						
2	M2-3	1号 MH	43.580	41.275	150	2.305				40.10	5	20	0.90	2.37	2.41	2.390	2.340		84.45				
	M2-3	1号 MH	43.580	41.275	150	2.305	41.295	150	2.0			5			2.14	2.21	2.175						
2	M2-4	塩ビ MH	43.770	41.415	150	2.355				40.10	5	20	0.90	2.39	2.46	2.425	2.375		85.71				
	M2-4	塩ビ MH	43.770	41.415	150	2.355	41.415	150	0.0			5			2.21	2.11	2.160						
2	M2-5	1号 MH	43.800	41.541	150	2.259				42.00	5	20	0.90	2.46	2.36	2.410	2.360		89.21				
	M21-3	1号 MH	43.070	40.451	150	2.619	40.471	150	2.0			5			2.45	2.26	2.355						
20	M20-1	塩ビ MH	42.910	40.502	150	2.408				10.30	5	20	0.90	2.70	2.51	2.605	2.555		23.68				
計										339.60									0.00	0.00	0.00	0.00	
素掘・矢板計																			0.00	746.87	0.00	0.00	

管路土工数量計算表（本管リブφ150mm用）

No. 2

路線 番号	下流側（上段）	区 間 距 離	掘 削 幅	埋戻し（上段:素掘 下段:矢板）											
	上流側（下段）			管基礎(砕石基礎(RC-40))						埋戻土(RC-40)					
	マノール番号						機 械			人 力	機 械				人 力
				マノール減長	基礎延長	深さ	BH0. 13	BH0. 28	BH0. 45		深さ	BH0. 13	BH0. 28	BH0. 45	
		m	m	m	m	m	m3	m3	m3	m3	m	m3	m3	m3	m3
27	M45-1	100.00	0.90	0.450	99.10	0.356		29.86			2.064		185.76		
	M27-1			0.450											
21	M27-1	9.00	0.90	0.450	8.35	0.356		2.52			2.064		16.72		
	M21-1			0.200											
21	M21-1	2.00	0.90	0.200	1.60	0.356		0.48			2.084		3.75		
	M21-2			0.200											
21	M21-2	11.00	0.90	0.200	10.35	0.356		3.12			2.104		20.83		
	M21-3			0.450											
2	M21-3	52.10	0.90	0.450	51.45	0.356		15.50			1.719		80.60		
	M2-1			0.200											
2	M2-1	33.00	0.90	0.450	32.35	0.356		9.75			1.769		52.54		
	M2-2			0.450											
2	M2-2	40.10	0.90	0.450	39.20	0.356		11.81			1.784		64.38		
	M2-3			0.450											
2	M2-3	40.10	0.90	0.200	39.45	0.356		11.89			1.819		65.65		
	M2-4			0.200											
2	M2-4	42.00	0.90	0.200	41.35	0.356		12.46			1.804		68.19		
	M2-5			0.450											
20	M21-3	10.30	0.90	0.450	9.65	0.356		2.91			1.999		18.53		
	M20-1			0.200											
計		339.60					0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00
				0.00			100.30	0.00	0.00		0.00	576.95	0.00	0.00	
素堀・矢板計							0.00	100.30	0.00	0.00		0.00	576.95	0.00	0.00

管路土工数量計算表（本管リブ φ 150mm用）

No. 3

路線 番号	下流側（上段）	区 間 距 離	舗装切断				舗 装 幅	舗装版取壊						復旧											
	上流側（下段）		As		Co			As			Co			下層路盤			上層路盤			基層			表層		
	マンホール番号		t=15cm 以下	t=15cm 超	t=15cm 以下	t=15cm 超		t=15cm 以下	t=15cm 超	処分	t=15cm 以下	t=15cm 超	処分	再生砕石RC-40 t=20cm	再生砕石RC-40 t=10cm							再生密砕度As (13) t=5cm	再生密砕度As (13) t=3cm		
			m	m	m	m		m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m
27	M45-1 M27-1	100.00	200.00				1.00	100.00		5.00				90.00								100.00			
21	M27-1 M21-1	9.00	18.00				1.00	9.00		0.45				8.10								9.00			
21	M21-1 M21-2	2.00	4.00				1.00	2.00		0.10				1.80								2.00			
21	M21-2 M21-3	11.00	22.00				1.00	11.00		0.55				9.90								11.00			
2	M21-3 M2-1	52.10	104.20				1.00	52.10		2.61				46.89								52.10			
2	M2-1 M2-2	33.00	66.00				1.00	33.00		1.65				29.70								33.00			
2	M2-2 M2-3	40.10	80.20				1.00	40.10		2.01				36.09								40.10			
2	M2-3 M2-4	40.10	80.20				1.00	40.10		2.01				36.09								40.10			
2	M2-4 M2-5	42.00	84.00				1.00	42.00		2.10				37.80								42.00			
20	M21-3 M20-1	10.30	20.60				1.00	10.30		0.52				9.27								10.30			
計		339.60	679.20	0.00	0.00	0.00		339.60	0.00	17.00	0.00	0.00	0.00	305.64	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	339.60	0.00	0.00	

管布設工数量計算表

路線 番号	マンホール 番 号	マンホール 種 別	平均 掘削深	人孔間 距 離	マンホール 控除長	管体 延長	内径 150 mm PRP No. 1				
							マンホール可とう継手		水替工 日	外副管工 箇所	内副管工 箇所
							拡張バンドタイプ	貼付タイプ			
							個	個			
	下流側		m	m	m	m					
	上流側										
27	M45-1	1 号 MH					1				
	M27-1	1 号 MH	2.670	100.00	0.90	99.10	1		12.64		
21	M27-1	1 号 MH					1				
	M21-1	塩ビ MH	2.670	9.00	0.65	8.35			1.04		
21	M21-1	塩ビ MH									
	M21-2	塩ビ MH	2.690	2.00	0.40	1.60					
21	M21-2	塩ビ MH									
	M21-3	1 号 MH	2.710	11.00	0.65	10.35	1		1.54		
2	M21-3	1 号 MH					1				
	M2-1	塩ビ MH	2.325	52.10	0.65	51.45			6.43		
2	M2-1	塩ビ MH									
	M2-2	1 号 MH	2.375	33.00	0.65	32.35	1		4.29		
2	M2-2	1 号 MH					1				
	M2-3	1 号 MH	2.390	40.10	0.90	39.20	1		5.15		
2	M2-3	1 号 MH					1				
	M2-4	塩ビ MH	2.425	40.10	0.65	39.45			4.93		
2	M2-4	塩ビ MH									
	M2-5	1 号 MH	2.410	42.00	0.65	41.35	1		5.42		
20	M21-3	1 号 MH					1				
	M20-1	塩ビ MH	2.605	10.30	0.65	9.65			1.21		
計				339.60	6.75	332.85	11		42.65		

管路土留工数量計算表（本管リブφ150mm用）

路線 番号	マンホール 種 別	区間 距離	掘 削 深	平 掘 均 削 深	掘 削 幅	軽量鋼矢板建込・引抜工						軽量鋼矢板						軽量金属製支保工								
						H=1.5m以下	H=2.0m以下	H=2.5m以下	H=3.0m以下	H=3.5m以下	H=3.8m以下	L=1.5m	L=2.0m	L=2.5m	L=3.0m	L=3.5m	L=4.0m	1 段			2 段			3 段		
																		2.0 m未満			2.0 m以上			3.5 m以上		
																		W=0.90	W=	W=	W=0.90	W=	W=	W=0.90	W=	W=
下流側（上段）	上流側（下段）	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m
27	M45-1		2.660																							
	M27-1	100.00	2.680	2.670	0.90				100.00						100.00							100.00				
21	M27-1		2.660																							
	M21-1	9.00	2.680	2.670	0.90				9.00						9.00							9.00				
21	M21-1		2.680																							
	M21-2	2.00	2.700	2.690	0.90				2.00						2.00							2.00				
21	M21-2		2.700																							
	M21-3	11.00	2.720	2.710	0.90				11.00						11.00							11.00				
2	M21-3		2.290																							
	M2-1	52.10	2.360	2.325	0.90				52.10						52.10							52.10				
2	M2-1		2.360																							
	M2-2	33.00	2.390	2.375	0.90				33.00						33.00							33.00				
2	M2-2		2.370																							
	M2-3	40.10	2.410	2.390	0.90				40.10						40.10							40.10				
2	M2-3		2.390																							
	M2-4	40.10	2.460	2.425	0.90				40.10						40.10							40.10				
2	M2-4		2.460																							
	M2-5	42.00	2.360	2.410	0.90				42.00						42.00							42.00				
20	M21-3		2.700																							
	M20-1	10.30	2.510	2.605	0.90				10.30						10.30							10.30				
計		339.60						207.30	132.30						339.60							339.60				

No. 1

組立 1 号人孔材料表

No. 1

[illegible]

1 号マンホール底部工数量計算表

No. 1

総マンホール数			6 箇所		平均管内径	150 mm
モルタル上塗り厚さ t =		2 cm	単位数量	箇所数	数量	合計数量
名称	規格	形態				
無収縮モルタル	1 : 2		m/袋 0.040	m 0.278	袋 6.950	袋 6.950
砕石基礎	砕石基礎 RC-40	施工厚 20 cm	0.209	6	1.254	m3 1.25
インバート コンクリート	モルタル上塗り量	—○	0.675			上塗り量
	コンクリート量		0.138			
	モルタル上塗り量	—○—	0.713	4	2.852	m2 3.60
	コンクリート量		0.133	4	0.532	
	モルタル上塗り量	—○— 	0.752	1	0.752	コンクリート量
	コンクリート量		0.128	1	0.128	
	モルタル上塗り量	—○— 	0.790			m3 0.66
	コンクリート量		0.123			

塩ビ製小口径マンホール材料計算表（本管φ150mm用）

No. 1

人 孔 番 号	計 画 地盤高	流出管		人孔深	流入管			マンホール蓋 (台座付)及び 沈下防止板 φ 3 0 0		インバート					自在継手 15°	落差 インバート用 支管	下水 キャップ φ 150
		管底高	管種 管径		管径	管底高	落差			スト レート 起点	スト レート 中間	曲点	合流	落差 立管一体型			
		m	m		mm	m	mm	m	cm	T-25 組	T-14 組	KT 個	ST 個	L 個	個	個	個
M21-1	42.990	40.412	PRP 150	2.578	150	40.412	0	1					1			1	
M21-2	43.010	40.418	PRP 150	2.592	150	40.418	0	1					1			1	
M2-1	43.290	41.036	PRP 150	2.254	150	41.036	0	1					1			1	
M2-4	43.770	41.415	PRP 150	2.355	150	41.415	0	1					1			1	
M20-1	42.910	40.502	PRP 150	2.408	150	40.502	0	1					1				1

汚水枥設置及び取付管工数量計算表

No. 1

[illegible]

汚水枥設置及び取付管工数量計算表

No. 2

[illegible]

汚水枥設置及び取付管工数量計算表

No. 3

路線 番号	下流側（上段）	道路掘削延長	舗装切断				舗装幅	舗装版取壊						復旧															
	上流側（下段）		As		Co			As			Co			下層路盤				上層路盤				基層				表層			
	マンホール番号		t=15cm 以下	t=15cm 超	t=15cm 以下	t=15cm 超		t=15cm 以下	t=15cm 超	処分	t=15cm 以下	t=15cm 超	処分	再生砕石RC-40	再生砕石RC-40										再生亜粒度As(13)	再生亜粒度As(13)			
			m	m	m	m		m	m	m	m	m	m	t=20cm	t=10cm										t=5cm	t=3cm			
① 車道部 2	M2-3																												
	M2-4	0.75	1.50				0.70	0.53		0.03				0.53									0.53						
① 歩道部 2	M2-3																												
	M2-4	4.80	9.60				0.70	3.36		0.10				3.36									3.36						
						</																							

令和6年度下工公補第12号
白山第2処理分区及び白山第5処理分区公共下水道工事

数量総括表
(市単独工事)

レベル1 : 管路

レベル1 : 共通仮設

数 量 計 算 書						
市単独工事						
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)			単位 数量
管きょ工(開削)(リブ管150mm)	管路土工	管路掘削	機械 BH0. 28	管路土工数量計算表より	31.96	m3 32.0
		管路埋戻	機械 BH0. 28	管路土工数量計算表より	18.12	m3 18.1
		発生土処理	4t積	管路土工数量計算表より	31.96	m3 32.0
	管布設工	リブ付硬質塩化ビニル管	φ 150mm	管布設工数量計算表より	29.90	m 29.9
		埋設標識テープ	W=150 2倍	管布設工数量計算表より	29.90	m 29.9
		継手類		別紙単位数量計算書参照	1.00	式 1.0
	管基礎工	砕石基礎(RC-40)	機械	管路土工数量計算表より	8.17	m3 8.2
	管路土留工	軽量鋼矢板建込	掘削深2.0m以下	管路土留工数量計算表より	6.40	m 6.4
		軽量鋼矢板引抜	掘削深2.0m以下	管路土留工数量計算表より	6.40	m 6.4
		軽量鋼矢板賃料	H=2.0m		1.00	式 1.0
		軽量鋼矢板賃料	H=3.0m	(2班体制分)	1.00	式 1.0
		土留支保(軽量金属支保)設置	1 段	管路土留工数量計算表より	6.40	m 6.4

数 量 計 算 書						
市単独工事						
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)			単位
マンホール工 付帯工	開削水替工	土留支保(軽量金属支保)撤去	1 段	管路土留工数量計算表より	6.40	m
		支保材質料(腹起し)		(2班体制分含む)	1.00	式
		支保材質料(水圧式パイプサポート)		(2班体制分含む)	1.00	式
		支保材質料(水圧ポンプ)		(2班体制分含む)	1.00	式
		ポンプ運転			16.43	日
		据付・撤去			1.00	現場
	小型マンホール工	小型マンホール	塩ビ製	塩ビ製小口径マンホール材料計算表より	1.00	式
	舗装版破碎工	舗装版切断	As 15cm以下 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 本管 60.60	=	60.60	m
		舗装版破碎	As 15cm以下 BH0.28 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 本管 25.52	=	25.52	m2
		殻運搬	As 4t積 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 本管 1.28	=	1.28	m3

数 量 計 算 書					
市単独工事					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
共通仮設費	アスファルト舗装復旧工	殻処分	As 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 本管 1.28 = 1.28	m3	1.3
		下層路盤(歩道部)	再生砕石RC-40 t=20cm 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 本管 24.88 = 24.88	m2	24.9
		表層(車道・路肩部)	再生密粒度As(13) t=5 cm 管路土工数量計算表及び汚水桝設置及び取付管工数量計算表より 本管 25.52 = 25.52	m2	25.5
	既設構造物撤去工	既設人孔撤去		1.00	箇所
		現場発生品運搬処分	13.7 kg/m × 1.214 = 16.63 kg = 0.02	t	0.02
	交通管理工	交通誘導警備員	交通誘導警備員B	9.60	人日
		仮設材等運搬費	1.079 + 2.045 = 3.124	1.00	式
	運搬費	仮設材等積み取卸し	3.124 t	1.00	式
		事業損失防止施設費			
		試掘調査	別紙単位数量計算書参照	5.00	箇所

数 量 計 算 書					
市単独工事					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
	技術管理費	土質等試験	コーン指数調査 1.00	式	1.0
		本管TV調査	内径800mm未満 管布設工数量計算表より 29.90	m	29.9

管路土工数量計算表 (本管リブ $\phi 150\text{mm}$ 用)

No. 1

[illegible]

管路土工数量計算表 (本管リブ $\phi 150\text{mm}$ 用)

No. 2

[illegible]

管路土工数量計算表（本管リブ φ 150mm用）

No. 3

路線 番号	下流側（上段）	区 間 距 離	舗装切断				舗 装 幅	舗装版取壊						仮復旧											
	上流側（下段）		As		Co			As			Co			下層路盤			上層路盤			基層			表層		
	マシホ-ℓ番号		t=15cm 以下	t=15cm 超	t=15cm 以下	t=15cm 超		t=15cm 以下	t=15cm 超	処分	t=15cm 以下	t=15cm 超	処分	再生砕石RC-40							再生密砕石As(13)				
			m	m	m	m		m	m	m	m	m	m	m	t=20cm	m2	m2	m2	m2	m2	m2	m2	m2	m2	m2
421	M421-2 M421-2+18.00	18.00	36.00				0.80	14.40		0.72			14.40									14.40			
421	M421-2+18.00 M421-2+23.90	5.90	11.80				0.80	4.72		0.24			4.72									4.72			
421	M421-2+23.90 M421-3	6.40	12.80				1.00	6.40		0.32			5.76									6.40			
計		30.30	60.60	0.00	0.00	0.00		25.52	0.00	1.28	0.00	0.00	0.00	24.88	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	25.52	0.00	0.00	

管路土留工数量計算表（本管リブφ150mm用）

No. 1																																
路線 番号	マンホール 種 別	区間 距離	掘 削 深	平 掘 均 削 深	掘 削 幅	軽量鋼矢板建込・引抜工						軽量鋼矢板						軽量金属製支保工														
						H=1.5m以下	H=2.0m以下	H=2.5m以下	H=3.0m以下	H=3.5m以下	H=3.8m以下	L=1.5m	L=2.0m	L=2.5m	L=3.0m	L=3.5m	L=4.0m	1 段			2 段			2.0 m以上			3 段			3.5 m以上		
																		W=0.90	W=	W=	W=0.90	W=	W=	W=0.90	W=	W=	W=0.90	W=	W=			
	下流側（上段） 上流側（下段）	m	m	m	m		m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m						
421	M421-2 M421-2+18.00	18.00	1.320 1.060	1.190	0.80																											
421	M421-2+18.00 M421-2+23.90	5.90	1.060 1.500	1.280	0.80																											
421	M421-2+23.90 M421-3	6.40	1.500 1.980	1.740	0.90		6.40						6.40					6.40														
計		30.30					6.40						6.40					6.40														

管布設工数量計算表

内径 150 mm PRP

No. 1

[illegible]

塩ビ製小口径マンホール材料計算表（本管φ150mm用）

No. 1

[illegible]

単 位 数 量 計 算 書

細別	継手類		1.0式		細別	試掘調査		1.0箇所	
規格	PRP150		当り		規格			当り	
名称	算式		単位	数量	名称	算式		単位	数量
下水キャップ	リブ用受口キャップ	1.00	個	1.0	舗装版切断	(1.50 + 1.00) × 2	= 5.00	m	5.0
	リブ用差口キャップ	1.00	個	1.0	舗装版破碎	1.50 × 1.00	= 1.50	m2	1.5
					殻運搬	1.50 × 0.05	= 0.08	m3	0.1
					殻処分		0.08	m3	0.1
					掘削(機械)	1.50 × 1.00 × 0.85	= 1.28	m3	1.3
					掘削(人力)	1.50 × 1.00 × 0.30	= 0.45	m3	0.5
					埋戻	1.50 × 1.00 × 1.17	= 1.76	m3	1.8
					RC-40	流用土			
						(1.28 + 0.45) × 0.90	= 1.56		
						(1.76 - 1.56) × 1.20	= 0.24	m3	0.2
					表層	再生密粒度As(13) t=3cm			
						1.50 × 1.00	= 1.50	m2	1.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仕 様 関 係	☒ 共通の仕様	☒ 津市工事請負契約約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）は、三重県公共工事共通仕様書に優先する。 ☒ 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用 ☒ 本市が制定する要綱及び規則等に準拠するとともに監督員の指示により執行すること。 ☒ 「施工プロセス」のチェックリストを活用し、津市工事請負契約約款、設計図書及び三重県公共工事共通仕様書等に基づき、施工・手続き等が適切に実施されていることを常に監督員と共有し、確認すること。 ☒ 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン(平成31年3月)（一部改正：令和2年4月）を参考とする。 ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案） 編 」を適用
	☐ 公園工事の仕様	☐ 津市工事請負契約約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事共通仕様書（令和6年5月）に準ずること。 ☐ 津市工事請負契約約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事施工管理基準（令和6年5月）に準ずること。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
工 程 関 係	☒ 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名：令和6年度水工第7号 白山町川口地内配水管布設工事 ：令和6年度水工第27号 公共下水道事業に伴う 白山町川口地内配水管移設工事	☒ 調整項目（ ☒ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☒ 施工順序の調整 ☐ その他 ☐ 別途協議
	☒ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐ 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（） ☒ 工種（全工種）について、施工日の即日開放を原則とする。 ☒ 工種（区画線工）について、事前に（津警察署）と立会を行い、確認後、施工すること。
	☐ 工期	☐ 工期は、繰越手続きが完了後、（ 年 日）までに変更します。
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
	☒ 占用物件との工程調整の必要あり	☒ 占用物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☒ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ）
	☒ 支障物件の移設	☒ 施工に支障となり、ゴミ置場等の移設が必要な場合は、施工前に関係機関、所有者、関係自治会等と調整を図ること。また、移設場所及び移設時期を所有者、関係自治会等へ事前に回覧等を配布するなど周知の徹底を図ること。なお、調整結果を監督員に報告すること。
	☒ 地下埋設物等の損害	☒ 地下埋設物及び架空線等上空施設の調査結果を監督員に報告すること。また、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置を取り補修するとともに、周辺住民に対して適切な処置を講じること。
	☒ 官公庁への手続き等	☒ 道路の使用許可申請及び消防長への道路工事の届出等を行うこと。また、諸手続きにおいて、許可、承諾を得たときは、その書面の写しを監督員に提出すること。
	☒ 通学路確認	☒ 工事箇所を通学区域とする学校に確認し、通学路であった場合は、対象の学校と協議し、工程の調整を図り、通学者の安全を確保すること。また、学校との協議結果を監督員に報告すること。
	☐ 部分使用	☐ 部分使用箇所（ ） ☐ 部分使用時期（ ） ☐ 部分使用目的（ ）
	☐ 部分引渡し	☐ 部分引渡し指定部分（ ） ☐ 部分引渡し時期（ ）
	☒ その他（施工体制）	☒ その他（複数班体制にて施工を行い、工期内完成に努めること。 ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議53適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☒ 交通安全施設等の指定あり	☒ 交通安全施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議（ ）） ☒ 交通誘導警備員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議（ ）） ☐ 指定路線 ☒ 指定路線以外 ☒ 交通誘導警備員の配置人員数 ☒ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 0 人 B： 100 人 （注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☐ 積上げによる算出 配置人員数（ 人）（うち交通誘導警備員A（ 人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ☒ 交通誘導警備員の配置時間（ 別途協議 ） ☒ 交通誘導警備員の配置期間（ 別途協議 ） ☒ 交通誘導警備員配置の対象工種（ 別途協議 ）
	☒ 定期安全研修・訓練等	☒ 安全教育及び安全訓練等は、工事着手後、作業員全員（交通誘導警備員含む）の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施すること。また、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。なお、安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料及び写真を整備及び保管し、監督員及び検査員に提示すること。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項 ☒ 安全教育及び安全訓練等は、以下に示す項目の具体的な計画を作成し施工計画書へ記載すること。 (1) 工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画 (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1) 月当たり半日以上の時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資機材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4) KY及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施 6) その他安全に関する取組み
	☒ 安全巡視等	☒ 安全巡視者を定め、安全巡視者はその所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めること。また、安全巡視、KY活動、TBM等の実施状況を記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☒ 災害防止協議会（安全衛生協議会）の設置	☒ 下請け契約を締結する場合には、下請負人の工事施工・安全管理の責任者等を含め、災害防止協議会を設置し、作業間の連絡調整を図り、災害防止に努めること。また、協議会の開催は毎月1回以上とする。なお、実施状況を記録した資料（実施状況写真があることが望ましい）を保管し、監督員及び検査員に提示すること。
	☒ 新規入場者教育	☒ 新規入場者教育等（交通誘導警備員を含む）は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。
建設発生土・産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ 受入地の条件（ ☐ 別途図面 ☐ 運搬距離（L＝ km） ☐ 受入料金あり ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ））
	☒ 建設発生土受入地未定	☒ 受入地未定につき別途協議する。（ ☒ 暫定運搬距離L＝ 8 km、 ☒ その他（建設発生土について、三重県建設副産物処理基準の第7条第3項のとおり処理するものとし、公有地となった場合は津市河芸町上野建設発生土処分場とする。））
	☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☒ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☒ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☒ その他（ 廃プラスチック ） ☒ 産業廃棄物の処分地（ ☒ 再生処分場（アス殻 ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書 ☒ その他（ 廃プラスチック ） ☐ 別途協議 ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件（ ） ☒ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	☒ 再生資源利用計画	☒ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 ☒ 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	☒ 再生資源利用促進計画	☒ 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
	☒ 産業廃棄物処理	☒ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者等、産業廃棄物処分業者等との契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提出すること。 ☒ 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されたことを確かめるとともに監督員に提示すること。また、完成検査時に検査員に提示すること。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議55適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
施 工 条 件	☒ 施工	☒ 津市工事請負契約約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担において処理すること。 ☒ 工事期間中（養生期間中を含む）の工事箇所隣接する乗入れについて、所有者（使用者）と施工前に協議し、施工時間の調整を行い、必要に応じ鉄板等を用いるなど乗入れを確保すること。また、受注者は、完成後の乗入れの形態を所有者に事前に説明し、了承を得ること。 ☒ 排水構造物の施工中は、常に通水可能な状態を確保すること。また、降雨時等は状況把握に努め、必要に応じて臨機の措置を講じること。 ☒ 受注者は、工事箇所に官民若しくは民民の境界を示すもの（杭、紙、プレート等）が発見された場合は、オフセット等境界を示すものの位置が明確となる資料及び状況写真を添付し、施工前に監督員に報告すること。また、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手すること。 ☒ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）に準拠すること。
	☒ 環境対策	☒ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 ☒ 既存排水施設等に影響を及ぼす恐れのある濁水（土粒子を多量に含むもの）は、沈砂または濾過施設を通すなど濁りの除去等の行った後、放流すること。また、万が一環境に影響を及ぼす事態が発生した場合は、受注者の責において解決に当たること。
	☐ 支援技術者	☐ (1) 本工事の現場における現場技術業務を（公財）三重県建設技術センターに委託するため、支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場立会、観察又は検測を行う場合は、業務に協力すること。また、書類（施工体制台帳、施工計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じること。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しない。 (2) 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合は、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 (3) 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 (4) 本工事を担当する支援技術者については、監督員からその氏名を通知する。
	☒ 電子メールを活用した情報共有	☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については、津市建設工事電子メールを活用した情報共有に関する実施要領に基づき、監督員の指示によるものとする。
	☒ デジタル工事写真の電子小黒板の使用	☒ デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）に準拠すること。
	☐ I C T活用工事	☐ 「I C T活用工事（土工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（土工 1,000m3未満）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（小規模土工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（舗装工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（法面工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（地盤改良工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（河川浚渫）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（舗装工（修繕工））特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（擁壁工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（基礎工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「I C T活用工事（構造物工（橋梁上部））特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
	☒ 週休2日モデル工事	☒ 「特記仕様書（土木工事編）（受注者希望型）」を適用（津市HP「調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）、週休2日モデル工事の試行について」を参照） ☐ 「特記仕様書（土木工事編）（発注者指定型）」を適用（津市HP「調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）、週休2日モデル工事の試行について」を参照）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議56適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議⁵⁷適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
監督の区分	☒ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり ☒ 水替工（締切排水工）	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 転用あり（ 回） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ） ☐ 施工条件の指定なし ☒ 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 42.0 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ）
	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定 ☐ その他（ ）	☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 施工方法（ ） ☐ その他（ ）
再生材使用関係	☒ 再生材使用の指定あり ☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） ☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について ☐ その他（ ）	☒ 再生材の種類（ ☒ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☒ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☒ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議 ） ☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） ☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 （認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ）） ☒ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ） ☐ その他（ ）
コリンズ作成・登録	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設発生土情報交換システム	☒ 建設副産物情報交換システム ☒ 建設発生土情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 ☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
提出書類	☒ 工事完成報告書 ☒ 完成写真 ☒ 施工計画書（作業主任者）	☒ 工事完成報告書の提出部数は2部とする。また、様式については、津市ホームページ（入札等に関する各種様式（工事・コンサル）に定められたものとする。 ☒ 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4） ☒ 作業主任者を選任すべき作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を施工計画書へ記述するとともに資格者証の写しを施工計画書へ添付して提出すること。また、就業制限の対象業務及び特別教育の必要な対象業務も同様とする。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議58適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議59適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
津市公契約条例	☒ 津市公契約条例に関する特記	☒ 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。
	☒ 労働環境の確保に係る誓約事項	☒ 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
暴力団等の不当介入の排除等	☒ 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	☒ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」という。）の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。 1 受注者の義務 (1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力を行うこと。 (5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。 (6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議60適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
暴力団等の不当介入の排除等		2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 (1) 入札参加資格等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。 (2) 上記1 受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。 3 契約等の解除 (1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
建設業退職金共済制度に係る事務手続き	☑ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	☑ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。 1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。 2 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書（電子申請方式）について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入適用除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。 3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいが、これにより難しい場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1.7以上を目途とすること。 4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。 5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに掛金充当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認し、「掛金充当実績総括表」を作成し、監督員に提示すること。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他関連書類の提示を求める場合がある。 6 建設キャリアアップシステムの活用 建設キャリアアップシステム（以下 CCUS という。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。
津市工事請負の地元調整	☑ 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	☑ 本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。 1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。 2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議61適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
津市工事請負の 地元調整		3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為 (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。 4 工事説明の進め方 (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。 (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関することを、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。 (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。 (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。 (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。 (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。 5 不当要求行為等 (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する局次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。 また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。 (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。 (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。
その他	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議62適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。